

子どもの権利条例

広島市議会議員 松坂知恒（南区）

1. 子どもの権利

2008年の2月定例議会の冒頭、秋葉忠利市長は2008年度予算の提案理由を説明した。その中で市長は、「子どもの権利に関する条例」について言及し、これを2008年度内に制定すると明言した。

日本は豊かになり、生活水準も向上している。しかし子どもが虐待にされたり、親が育児を放棄したりという事件は、連日のように新聞紙面を賑わせている。今こそあらためて子どもの権利を守るための条例を制定し、広島市として権利の擁護を高らかに宣言すべきではないだろうか。私は条例の制定は、時代が要請しているものだと感じている。

子どもの権利は、歴史の中で長く蹂躪され続けてきた。近世・近代でも、農作業の従事の他に、男の子は丁稚や徒弟、女の子は子守り、また器量の良い子などは遊女として売られた。修行や奉公という美名のもと、過酷な労働条件で強制労働に従事させられていたのである。

産業革命の時代になっても、子どもの権利が蹂躪される状況は続いた。イギリスでは蒸気機関の発明によって石炭の需要が急激に増加した。炭鉱は坑口を広く取ると落盤事故が起こりやすくなるため、やむを得ず坑口を狭く掘っていた。そうすると大人では入れないので、子どもに石炭箱を持たせて四つんばいで炭鉱の奥へ進ませて採掘を進めた。

テレビアニメ「ロミオの青い空」で、主人公のロミオはご存知のように煙突掃除グループの一員だった。イタリアでは煙突掃除のために子どもが煙突の狭い空間に入ってすす払いをするという労働があり、季節労働者として街を渡り歩いていたのである。

アフリカ大陸では、奴隷狩りと称して奴隷商人が少年少女をまるで獣をハンティングするかのよう捕らえ、西海岸から奴隷船に乗せて売り飛ばした。

時代を経るにつれ、子どもたちは徐々に報酬を得るようにはなったが、ほんのわずかの額であった。子どもは腕力や弁舌において大人に劣るため、その権利を主張する機会も手段もなかったのである。

2. 子どもの権利条約の策定

国際連合は1959年に児童の権利宣言を制定し、子どもの権利について規定した。日本でも第二次世界大戦後に新憲法が制定され、教育を受ける権利と強制労働に従事させられない権利が規定された。教育基本法では教育を受ける権利は平等であるとされ、児童福祉法によって児童福祉の増進が掲げられた。諸外国も日本と同様に、子どもの権利について憲法や法令で規定し、遵守されるようになった。

しかし、それでもなお子どもの権利は蹂躪され続け、現在もその状況は変わらない。民族紛争の続くアフリカ諸国では、子どもが先進諸国から購入した武器を持たされて兵役に従事させられている。中東諸国でも子どもが「神の御心のままに」と唱えつつ、自爆テロを繰り返している。

また経済的貧困や政治状況の不安定が原因で、多くの子どもたちが飢餓や病気、虐待や強制労働などで大切な命を失っている。

国連はこの状況に対し、「子どもの権利に関する条約」を1989年に制定し、加盟各国はこれを批准している。日本も1994年に批准国として、子どもの権利を擁護することを高らかに宣言した。その内容は54条の条文からなり、広島市教育委員会が2002年に作成したパンフレット「児童の権利に関する条約・中高生用」によると、次のように記されている。

1・17歳までは子どもです。

(第1条・児童の定義)

2・みんな同じ人間です。

(第2条・差別の禁止)

3・保護者は子どもを教育・指導します。

(第5条・父母の責任、権利及び義務の尊重)

4・生命は一番大切なものです。

(第6条・生命の対する固有の権利)

5・自由に自分の意見を発表できます。

(第12条・意見表明権)

6・自由に自分を表現できます。

(第13条・表現の自由)

7・どんな思想・信念をもつのも自由です。

(第14条・思想・良心及び宗教の自由)

8・自由にグループを作り、集会に参加できます。

(第15条・結社及び宗教の自由)

9・プライバシーは守られます。

(第16条・私生活等に対する不法な干渉からの保護)

10・暴力などから守られます。

(第19条・親による虐待・放置・搾取からの保護)

11・障害のある子どもは、手厚く守られ援助されます。

(第23条・障害を有する児童に対する特別の養護及び援助)

12・みんな平等に学習できます。

(第28条・教育についての権利)

13・それぞれの文化は尊重されます。

(第30条・少数民族・原住民である児童の権利)

14・ゆとりをもって自由に生活できます。

(第31条・休息・余暇及び文化的生活等に関する権利)

15・成長の妨げになるような仕事から守られます。

(第32条・経済的搾取・有害労働からの保護)

16・からだや心に危険な影響のある薬から守られます。

(第33条・麻薬の不正使用等からの保護)

17・性的虐待などから守られます。

(第34条・性的搾取・虐待からの保護)

### 3. 川崎市の取り組み

日本でも昔から子どもの権利は蹂躪されてきた。森鷗外作の「山椒大夫」で書かれているように、安寿と厨子王の姉弟が、丹後の国の山椒大夫の元で強制労働させられたように、貴族といえども一旦落ちぶれてしまえば人買いによって商品となっていたのである。現代においても、児童虐待、育児放棄など子どもの権利は蹂躪されている。虐待をしていた大人は「しつけのつもりだった」などと言っているが、子どもの生きる権利などは無視しても平気のようである。他人の権利を踏みとじる大人によって、いたましい虐待死は繰り返されている。

このような状況で、各自治体においても子どもの権利に関する条例を制定し、自治体として子どもの権利を擁護することを高らかに宣する必要に迫られている。

その中でいち早くこの条例を制定したのが、神奈川県川崎市である。川崎市は2000年12月に「川崎市 子どもの権利に関する条例」を制定し、2001年4月施行に至った。この条例の特徴は、第三者の「川崎市子どもの権利委員会」が存在し、子どもの権利が守られているかどうかを検証することになっている点である。もう一点は、川崎市人権オンブスパーソンに対し、子どもが相談や救済を求めることができるという点である。権利の侵害を防止する手段が確立されているのだ。

### 4. 反対する議員

広島市もこれを見習い、「子どもの権利に関する条例」を制定することが必要だと感じている。しかし、保守系議員は市長の提案に対して次々と異議を唱えた。3月13日、14日の両日に予算特別委員会の総務関係で質疑に立った八軒幹夫議員(爽志会)は、時期尚早との意見を述べた。子どもの権利条約を制定することは子どもにとっては良いことばかりではなく、副作用があると発言した。竹田康律議員(市民市政クラブ)は、「子どもに権利ばかり与えると、義務を果たさなくなる。先に義務について教えるべき」と発言した。酒入忠昭議員(市民連合)も、「広島市で1年以内に条例を制定するのは性急すぎる。子どもが義務についてよく学ぶまでは権利を与えるべきでない」といった論調で、早期制定に反対した。

他の保守系議員に言わせると、子どもの権利条例が制定された川崎市では、学校の先生が大いに困っているそうである。体育の時間に鉄棒を教えようとする、ある子どもが「僕はしません」という。そう言わずにやってみろと促すと、「僕には鉄棒をしない権利がある」と拒否する。そして先生が絶句するというのである。権利を振り回す子どもは明らかに意味を履き違えているが、絶句する先生も権利の内容をきちんと理解していない。不幸な事例とは、まさにこの事である。

保守、公明会派の議員は、「ただでさえ困り者のモンスターペアレントが、子どもの権利を振

りかざして学校現場に押し寄せてくる。大変なことになる。」と発言している。理不尽な要求は、正当な理由で撥ね退ければよい。教職員の業務をも妨害するようなことがあれば、しかるべき手段によって対抗できるはずである。

## 5. 教育現場では

学校教育の場では、条約への批准に合わせて1994年5月20日に文部次官通知が出ており、「学校において児童生徒等に権利及び義務を共に正しく理解させることは極めて重要であり、この点に関しても日本国憲法や教育基本法の精神にのっとり、教育活動全体を通じて指導すること。」

とされている。広島市立の小中学校では、このことは社会や道徳の時間にしっかりと学ばせているはずである。

制定慎重派の議員は、「権利の前に子どもの義務をしっかり教えろ。」と発言している。道徳教育を担当するのは、広島市教育委員会・指導第二課の清水政剛課長である。「小中学生に対して、子どもの義務をどのように教えているのか。」と問うと、「学校のルールや決まりを守ることで。」と答えた。そんな小さな事ではあるまい。私は文科省がどのように考えているのかを聞いてみよと依頼した。文科省初等中等教育局の回答は、「義務とは、日本国憲法に示すものだけでなく、広い意味で法や決まりを守るという意味である。」というものであった。

このような事は当然学校で学んでいるはずではないのか。慎重派議員が言うように権利を履き違えている子どもが続出するならば、学校では法や決まりを守る事の重要性を教えていない事になる。子どもの権利条約については、小中学生にきちんと教えていると思っていた。しかし、2002年に市教委が作成したパンフレットを授業で使用している学校は、平成20年の調査によると小学校では93%、中学校では65%に止まった。予算特別委員会の席上、清水課長は「パンフレットを活用することになっている。」と答弁し、権利と義務についても「文科省の通知に基づく教育を行う。」とのことであった。

私が予算特別委員会の質疑に立った3月3日の読売新聞には、学校でのいじめで女子中学生が自殺したという記事が掲載されていた。その女子中学生は体が弱く学校を休みがちであったが、運動会を目指して意欲的に登校していた。ところが、学校の裏サイトに名指しで「あなたが参加するとせっかく練習していた30人31脚が台無しね。」と、匿名の書き込みがあった。他にも中傷する内容の書き込みがあり、女子中学生はそれを苦に自殺したという記事であった。私は委員会でこの記事を紹介し、子ども同士でも「権利」そして「義務」についての認識が明確でないと指摘した。

## 6. 条例は必要

子どもの権利条約に書かれている「権利」について学習することによって、自らは他者の権利を尊重する「義務」があるのだと気付かねばならない。後を絶たない子どもに対する虐待やいじめを広島市から根絶させるためにも「広島市 子どもの権利に関する条例」を制定し、子どもに「権

利」と「義務」について教育を行うべきである。そして子どものいじめを根絶やしにしなければならぬ。成長した子ども達が大人になった時に、子どもの権利に思いを至せば、必然的に虐待もなくなると心から信じたい。まずは小中学校教育の場での充実が図られれば、子どもの権利条例についても必要性が大きくクローズアップされることになる。

子どもの権利については永遠のテーマである。子ども自身も、子どもを守る大人も、その権利の尊重にもっと心をくだくべきであると思う。そのためにも一日も早い条例の制定を目指したい。